

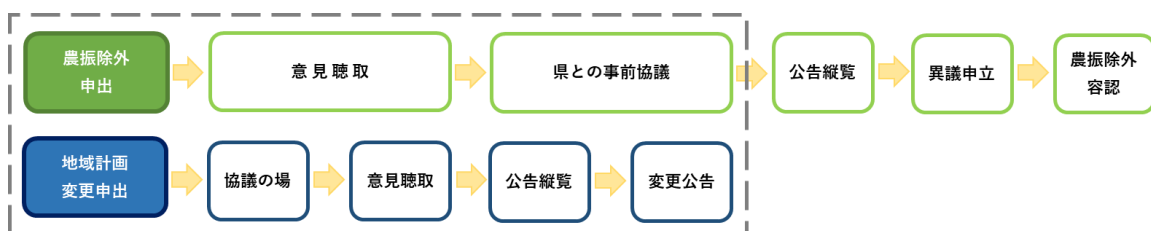
地域計画の変更にかかる手続きについて

◆地域計画の変更申出

地域計画の策定に伴い、「農業振興地域整備計画の変更（以下「農振除外」）」や市街化調整区域における「農地転用」をする際の要件に、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が追加されました。そのため、農地転用の申請の前に、地域計画の変更（対象農地を地域計画から除外すること）を要することから、「地域計画の変更申出」の手続きが必要となります。

地域計画の変更にあたっては、申出から公告までの手続きに2か月程度の期間を要します。そのため、農地転用の手続きは許可までの期間が延長となりますのでご注意ください。なお、地域計画から除外された場合でも、農振除外の容認や農地転用許可を約束するものではありませんのでご了承ください。

【農振除外容認までの流れ】



※農振除外と地域計画の手続きを並行して行います。

【農地転用許可までの流れ】



※農振除外手続きの後、転用許可申請をする場合、再度の地域計画の変更申出は不要です。

◆地域計画の変更申出期間

地域計画の変更申出書は、以下の期間に受け付けます。

①農振除外及び農地転用許可に向けた申出

4月1日～20日、10月1日～20日（20日が休日の場合は翌開庁日）の年2回

②市街化調整区域における農地転用許可のみに向けた申出

毎月10日（10日が休日の場合は翌開庁日）

※令和7年10月1日現在、本市の地域計画の対象区域は農振農用地区域（青青）のみとなっていることから、②の該当はありません。今後の進捗により、対象区域が拡大される場合がありますので、適宜、農政課までお問い合わせください。

裏面もご確認ください。

◆変更申出に必要なもの

1. 地域計画変更申出書
2. 登記事項証明書
3. 公図
4. 位置図
5. 委任状（土地所有者以外が代理で手続きを行う場合）
6. その他参考書類等

※1～5の書類は必須です。6は必要に応じてご提出ください。

※農振除外申請と併せて手続きする場合は、2～6の書類の提出は不要です。

※農地転用許可に向けた申出の場合は、公図等に分筆予定線を記載してください。

※農地転用許可に向けた地域計画の変更申出については、農業委員会にて該当農地の農地転用見込みを確認後、「地域計画の変更申出書」を農政課へ提出してください。

<問い合わせ先>

[地域計画・農振除外について]

農政課農業振興担当（直通：048-580-3013）

[農地転用について]

農業委員会事務局（直通：048-580-3014）